○文部科学省告示第百六十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十三年文部科学省告示第九十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 工場	一棟	高岡市木舟町一二番地

○文部科学省告示第百六十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十四年文部科学省告示第九十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	金沢市東山一丁目一四番四号

○文部科学省告示第百六十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	八女市大字本町二三五―五

別表中、次の表に掲げるものを削除する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 土蔵 倉庫	一棟 一棟 一棟	八女市大字本町二一〇 八女市大字本町二一〇 八女市大字本町二一〇

○文部科学省告示第百六十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	高山市大新町二丁目一〇〇―二

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 離れ 納屋	一棟 一棟 一棟	大田市温泉津町温泉津ロ四三―一 大田市温泉津町温泉津ロ一四二 大田市温泉津町温泉津ロ一四二

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 離れ 土蔵	一棟 一棟 一棟	篠山市東新町三三―一 篠山市東新町三三―二 篠山市東新町三三―三

○文部科学省告示第百六十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 舟屋	一棟 一棟	伊根町字平田七四 伊根町字平田七三